

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

土地改良事業の認可
道路位置の指定

教育職員免許状の授与

土地改良区の役員の退任及び就任

昭和三十五年開拓農業協同組合事務合理化
事業補助金交付要綱

鳥取県肉用素畜導入事業補助金交付要綱

牛の結核病等の検査

豚コレラの予防注射等

◇選管告示

選挙管理委員会の招集
衆議院議員総選挙における立会演説会の開催
計画に関する聴聞会

◇公告

昭和三十五年鳥取県職員採用試験の実施
昭和三十五年鳥取県警察官（巡査）採用試
験の実施

告示

鳥取県告示第四百九十九号

下光元土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十五年十月十八日認可した。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、昭和三十五年十月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和二十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

山崎 祥雄	大栄町大字瀬戸
理事 黒川 節夫	倉吉市巖城
西谷 重幸	古川沢
徳田 文之	井手畑
生田 尚夫	大塚
神宮 恒正	穴窪
生田 貢	東伯郡北条町大字江北
清水長太郎	
山本 涼三	国坂
井上 久平	
中江 豊	下神
谷本 正和	曲
日置吉太郎	島
山本 国雄	土下
田熊 良蔵	米里
上田 哲男	下神
沢住 辰蔵	大栄町大字原

井中 正男	六尾
山崎 祥雄	瀬戸
監事 伊東 義男	倉吉市新田
吉田 啓蔵	東伯郡北条町大字下神
信本 武雄	江北
中村 栄市	大栄町大字西園

昭和三十五年九月十七日臨時総代会において総選挙の結果当選し同日就任、任期二年

鳥取県告示第五百四号

昭和三十五年開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年開拓農業協同組合事務合理化事業補助金交付要綱

(目的)

第一条 県は、開拓農業協同組合の事務の協同処理を促

進し、その事務の合理化を図るため、開拓農業協同組合に対し予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱を定めるところによる。

(補助事業及び補助事業者)

第二条 前条に規定する補助金は次の各号に掲げる事務を協同処理することを目的として合同事務所を設置する開拓農業協同組合に対し、交付するものとする。

- 一 組合財務及び会計に關する業務
- 二 組合の開拓事業の実施に關する調査及び報告
- 三 組合の資金の借入、貸付及び返済
- 四 関係組合の連絡及び必要な指導

(合同事務所の設置基準)

第三条 補助の対象となる合同事務所は、次の各号に定める基準により設置しなければならない。

- 一 合同事務所は、原則として市町村ごとに設置する

ものとし、その設置場所は、市町村役場又は地元総合農業協同組合の事務所内に定め、関係機関の指導援助の受入れに備えること。

二 合同事務所を設置しようとするときは、関係開拓農業協同組合長が事務の範囲、処理方法、設置期日、場所及び運営方法について協議を行ない、組合事務の協同処理の実施についての契約をそれぞれの組合の決議を経て締結すること。

三 合同事務所の維持管理及び組合事務の協同処理を行なうには、関係組合の理事をもつて組織する機関の決定によること。

四 合同事務所を代表するものは、関係組合のうちからこれを定め、合同事務所の代表組合とすること。

(補助金の額)

第四条 補助金の額は、合同事務所の運営に必要な経費(役員及び専任職員の給料及び手当を除く。)の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

(6) 財務整理計画

財務区分	件数	金額	摘要
	件		
計			

(註) 財務区分は、債務異動、債務確認、償還条件の変更等の別を記入すること。

(7) 合同事務所設置に関する契約書写並びに決議書写

(第二号様式)

昭和 年 度開拓農業協同組合事務合理化事業収支予算書

1. 収入

区分	補助金	予算額	算出基礎	摘要
県補助金		円		
組合負担金				
合計				

2. 支出

区分	分	予算額	算出基礎	摘要
		円		
合計				

(第三号様式)

昭和 年 月 日

住所

氏名 (団体代表者氏名)

鳥取県知事

殿

昭和 35 年度開拓農業協同組合事務合理化事業実績報告書

昭和 年 月 日 鳥取県第

号で補助金交付決定通知があつた標記事業について事業を実施した

ので、規則第十八条の規定により報告します。

記

添付書類

- 1. 事業実績
- 2. 収支精算書

(注) この関係の様式はそれぞれ第一号様式、第二号様式に準ずるものとする。
但し事業計画書の77項の証明書(写)は添付する必要はない。

鳥取県告示第五百五号

鳥取県肉用素畜導入事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県肉用素畜導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、肉畜生産の増大、農業経営の合理化及び共販体制の確立を図ることを目的として、次の各号に掲げる者(以下「事業主体」という。)が行なう肉

用素畜導入事業に要する経費に対し、予算の範囲内で

補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥

取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則

第二十二号。以下「規則」という。)によるのほか、

この要綱の定めるところによる。

一 農業協同組合

二 農業協同組合連合会

(補助率)

第二条 前条に規定する経費は、事業主体が肉用素畜導入事業にかかる肉用素畜の購入に要する経費とし、そ

の補助率は、購入に要した経費につき標準預託期間が十二箇月のものにあつては千分の二十五以内、標準預託期間が六箇月のものにあつては千分の十二・五以内とする。

(補助金の交付の申請)

第三条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、様式第一号によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする事業主体は、前項の規定によるもののほか、肉用素畜導入事業に関する実施規程を添えなければならない。

3 申請書の提出時期は、毎年度六月一日までとする。

(申請事項の変更)

第四条 規則第十一条第一項に規定する申請は、様式第二号による申請書でなければならない。

2 規則第十一条第一項ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 導入する家畜の種類の変更又は頭数の増加若しく

は二割以上の減少並びに標準預託期間の変更

二 肉用素畜の預託を行なつた農業協同組合ごとの補助金の額の相互間における流用

三 肉用素畜を預託する農業協同組合の変更(事業主体が農業協同組合連合会の場合)

(事業遂行状況の報告)

第五条 事業主体は、補助金交付決定年度の十一月三十日現在における事業遂行状況を、当該年度の十二月五日までに、様式第三号により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第四号のとおりとし、翌年度四月五日までに知事に報告しなければならない。

(書類の経由機関)

第七条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、すべて所轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

附 則

支出の部

区 分	予 算 額	前年度予算額	差 引		備 考
			増	減	
肉用素畜導入事業補助金			円	円	

様式第2号

昭和 年度肉用素畜導入事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 殿

事業主体名

㊦

昭和 年 月 日付番第 号で補助金交付決定の通知のあつた肉用素畜導入事業について、別紙理由書に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請する。

(注) 上記の「関係書類」は、補助金の交付決定が通知された事業の内容及び経費の配分ならびに変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう両者の二段書きにしたものであること。

様式第3号

昭和 年度肉用素畜導入事業遂行状況報告書

家 畜 の 種 類	計				4月1日から11月30日までに実施したもの				12月1日から3月31日まで			
	購 入 頭 数	購 入 総 額	購 入 資 金 年 利 率	購 入 総 額 の 負 担 費 区 分 已 負 担 金	購 入 頭 数	購 入 総 額	購 入 資 金 年 利 率	購 入 総 額 の 負 担 費 区 分 已 負 担 金	購 入 頭 数	購 入 総 額	購 入 資 金 年 利 率	購 入 総 額 の 負 担 費 区 分 已 負 担 金
牛												
12箇月のもの												
6箇月のもの												
豚												
計												

に実施見込のもの 年度内(4月1日から3月31日)に実施の見込みのもの

購入総額の負担区	購 入 頭 数	購 入 総 額	購 入 資 金 年 利 率	購入総額負担	
				区 費 已 負 担 金	区 費 已 負 担 金
県補助金					
自負担金					

(註) 1. 12月1日から3月31日までに実施見込みのものについては、事業の実施が確実なものを記入すること。
2. 家畜の種類欄の12箇月のものは、標準預託期間の区分をいう。

00399

様式第4号

昭和 年度肉用素畜導入事業実績報告書

番 号
年 月 日

鳥取県知事

殿

事業主体名

㊟

昭和 年 月 日付畜第 号によつて交付決定の通知を受けた、肉用素畜導入事業を下記のとおり実施したので、肉用素畜導入事業補助金交付要綱により、その実績を報告する。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求する。

記

1. 事業の内容および経費のとおり
(申請書の記の様式に準ずる。ただし、家畜購入予定年月日を家畜購入年月日とする。)

2. 家畜購入完了年月日

年 月 日

3. 収 支 精 算
収 入 の 部

区 分	精 算 額	予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
県費(補助金)	円	円	円	円	
自由負担金					
計					

支出の部

区 分	精 算 額	予 算 額	差 引		備 考
			増	減	
肉用素畜導入事業補助金	円	円	円	円	

鳥取県告示第五百六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査及び鶏のひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第

六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に
対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00400

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病、ブルセラ病検査
搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

ひな白痢検査
種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法
結核病 検査……ツベルクリン皮内注射反応検査
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表 一
結核病、ブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
十一月七日	十一月十日	日野郡日南町石見、石見、福栄 家畜検診所
十一月八日	十一月十一日	日野上 日野上
十一月十二日	十一月十五日	黒坂 黒坂
別表 二 ひな白痢検査		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月十日	気高郡気高町飯里	梅実種鶏場
十一月十二日	鹿野町小別所	地原
十一月十六日	青谷町山根	田中元次郎
十一月十七日	下光元	岡田、山中
十一月二十四日	青谷町北河原	田中民蔵
十一月二十四日	気高町山宮	平尾
十一月二十六日	青谷町紙屋	長田

二十八日 気高町睦逢 森本

二十九日 高江 幸山

重高 片山

鳥取告示第五百七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射及びピロプラズマ病検査並びにダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき豚及び牛の所有者に対して注射及び検査並びに薬浴を受けることを命ずる。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ及びピロプラズマ病予防並びにダニ駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚コレラ予防注射……豚。ただし生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びダニ駆除
牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法
豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射
ピロプラズマ病検査……血液検査
ダニ薬浴……BHC剤撒布

別表 一

豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十六日	倉吉市倉吉	各豚舎巡回注射
十月二十七日	社	
十月二十八日		
十月二十九日	高城	
十月三十一日		
十一月一日	北谷	

一 試験の対象となる職

職 種	級	
	上	中
農業改良普及員	若干人	若干人
生活改良普及員	〃	〃
栄 養 士	〃	約五人
保 母	〃	約五人
社会福祉主事	若干人	若干人

二 受験資格

1 次の試験区分別の受験資格を必要とします。なお、生活改良普及員、栄養士、保母は女子に限りません。

級	上	
	上	中
1	学校教育法による短期大学(短期大学を除く)を昭和三十三年三月以降に卒業した者又は昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)	学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以降に卒業した者又は昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)
2	学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以前に卒業した者で、昭和八年四月二日以降に生れた者	学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以前に卒業した者で、昭和八年四月二日以降に生れた者
3	人事委員会が前記1または2に該当する者と同等と認められた者	人事委員会が前記1または2に該当する者と同等と認められた者
4	前記1、2、3に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)	前記1、2、3に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)

中	
1	学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以降に卒業した者又は、昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込の者(年令を問いません。)
2	人事委員会が前記1に該当する者と同等と認められた者
3	前記1、2に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十五年四月一日までに生れた者(学歴を問いません。)

- 農業改良普及員、生活改良普及員、栄養士、保母及び社会福祉主事の職については、現に農業改良普及員、生活改良普及員、栄養士、保母及び社会福祉主事の資格を有する者又は、昭和三十六年三月末日までにこれらの資格を取得する見込みのある者
- 次の各号の一つに該当する者は受験できません。
 - 日本の国籍を有しない者
 - 禁治産者及び準禁治産者
 - 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることなくなるまでの者
 - 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法

又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した者

三 第一次試験

1 方法

- 教養試験及び専門試験を上級では大学卒業程度、中級試験では短期大学卒業程度で行ないます。
- 教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。
 - 専門試験 各職種に必じた専門的知識、能力等について択一式又は短答式により行ないます。
- なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題します。

職 種	科 目
農業改良普及員 (上、中級とも)	作物、園芸、畜産、土壌肥料、農機具、病虫害、農業気象、農業経営、農業政策等

水 産	水産生物学、水産化学、水産資源学、水産利用学、水産増殖学、労働一般等
生活改良普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育等
栄 養 士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理、栄養指導等
保 母	社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学、精神衛生学、保育理論等
社会福祉主事	心理学、社会福祉事業概論、社会事業方法論、社会事業行政論、児童福祉論、身体障害者福祉論、精神衛生学、公的扶助論等

2 日時、場所

昭和三十五年十二月四日(日)鳥取市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表

昭和三十五年十二月十三日(火)県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

四 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者についてのみ行ないます。

1 方法

イ 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

ロ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

ハ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十五年十二月中旬、鳥取市において行ないますが、日時及び場所は第一次試験合格通知の際お知らせします。

五 最終合格者の発表

昭和三十五年十二月下旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたいえ、任命権者の請求に応じて成績

順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

なお、農業改良普及員、生活改良普及員、栄養士、保母及び社会福祉主事については、昭和三十六年三月末日までに資格を取得することができなかった場合には、試験に合格していても、合格を無効とします。

2 採用候補者名簿の効力は、昭和三十六年三月から昭和三十七年二月までの一年間です。

3 給与は、原則として上級試験合格者は給料月額一〇、八〇〇円（行政職五等級四号給）、中級試験合格者は八、四〇〇円（行政職給料表六等級五号給）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続および受付期間

1 申込用紙の請求
申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して

ださい。郵便による場合、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申込

申込用紙に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入し五円切手をはってください。切手のはつてないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十五年十一月十四日（月）から昭和三十五年十一月二十五日（金）午後五時まで。郵送の場合は、十一月二十五日（金）午後五時までの着信に限りません。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便による問い合わせの場合はあて先を明記して一〇円切手をはった返信用封

筒を同封してください。

昭和三十五年度鳥取県警察官（巡査）採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十五年十月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県警察官採用試験を次のとおり行ないます。

一 採用予定人員 約 二十人

二 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事します。

三 受験資格

1 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

2 年令、性別 昭和十一年四月二日から昭和十七年四月一日までに生れた男子に限ります。ただし、高等学校を昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込の者は、昭和十八年四

- 3 身長 一六三センチメートル以上あること。
- 4 次の各号の一つに該当する者は受験できません。

- (イ) 日本の国籍を有しない者
- (ロ) 禁治産者及び準禁治産者
- (ハ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることなくするまでの者
- (ニ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (ホ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 第一次試験

1 方法

警察官として必要な知能及び教養について筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試験）を行います。

2 日時、場所

昭和三十五年十二月四日（日）鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表

昭和三十五年十二月十三日（水）県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

五 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

(イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

(ロ) 身体検査、体力検査 職務遂行上必要な身体的条件を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。

体重、胸囲 身長に相当する発育をしていること。

視力 両眼共裸眼視力〇、六以上又は

裸眼視力〇、一以上で、かつ、きょう

正視力一、〇以上あること。

その他 弁色力完全であること。身体に奇

型その他の異常のないこと。

(イ) 身体精密検査 胸部疾患、性病等の伝染性疾患

の有無について行ないます。

(ロ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の

真否その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十五年十二月下旬、鳥取市において行ないますが、詳細については第一次試験合格者にお知らせします。

六 合格者の発表

昭和三十六年一月上旬、県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

七 合格から採用まで

1 合格者は、採用候補者名簿に記載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのう

ちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和三十六年四月の予定）して、一年間初任教養を受けた後、巡査としての勤務につきます。

3 給与は巡査に任命され、巡査見習生として入校すると、原則として公安職給料表五等級一号給（月額八、四〇〇円）を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等と、制服その他必要な被服が支給されます。

4 幹部への昇進は、実力次第で、だれでも管区警察学校又は警察大学校に入学して、幹部としての教養を受ける機会を与えられて、上級の警察官への昇進の道が開かれています。

八 受験手続及び受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内各警察署に請求してください。

00411

郵便による場合はあて先を明記して一〇円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

2 申 込

申込書に必要な事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取ってください。郵便による場合は、受験票の郵便はがき欄に住所、氏名を記入、五円切手をはってください。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十五年十一月十四日(月)から、昭和三十五年十一月二十五日(金)午後五時まで、郵送の場合は十一月二十五日(金)午後五時までの着信に限ります。

九 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内のもよりの警察署、駐在所、派出所に照会してください。郵便による問い

合わせの場合は、あて先を明記して一〇円切手をはった返信用封筒を同封してください。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月極 一〇円(配達料共)〕 所 県